

## 接続料と利用者料金との関係に関する検証

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（以下「スタックテスト」という。）が行われている。
- 今回申請のあった実績原価方式に基づく平成26年度の接続料については、総務省として、①フレッツ光ネクスト、②Bフレッツ及び③フレッツ光ライトに関するスタックテストを実施した。
- スタックテストの結果については、資料3に詳述しているように、いずれのスタックテストにおいても、利用者料金が接続料を上回っており、営業費相当分も基準値を上回っていることから、接続料が不適正であるとは認められない。